

騒音規制法の規定による規制基準（昭和 48 年岩手県告示第 423 号）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 12 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前				改正後			
<p>次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）<u>第 7 条</u>に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び<u>同条第 3 項</u>に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における当該規制基準は、同表の各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。</p>				<p>次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）<u>第 7 条第 1 項</u>に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び<u>同条第 2 項</u>に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における当該規制基準は、同表の各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。</p>			
時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時から 午後 6 時まで	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで 夕 午後 10 時から 翌日の 午前 6 時まで	夜間 午後 6 時から 午後 10 時まで	時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時から 午後 6 時まで	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで 夕 午後 10 時から 翌日の 午前 6 時まで	夜間 午後 6 時から 午後 10 時まで
[略]				[略]			
第 4 種区域	[略]	55 デシベル （釜石市及び 東山町に係る 区域にあつては、60 デシベル）		第 4 種区域	[略]	55 デシベル （釜石市及び 一関市東山 町に係る区 域にあつて は、60 デシ ベル）	
注 1・2 [略]				注 1・2 [略]			
備考 関係図面は、岩手県環境保健部環境公害課並びに関係市役所及び関係町村役場に備えておいて縦覧に供する。				備考 関係図面は、岩手県環境生活部環境保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備えておいて縦覧に供する。			
備考 改正部分は、下線の部分である。							